

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行います。
〔主な改正内容〕
 - ・会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されることに伴い、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、平成32年4月1日から施行します。